

給与等に関する参考資料

目 次

1	職員給与実態調査の概要	参考 - 1
第1表	給料表別職員数、性別、学歴別構成比等	参考 - 2
第2表	給料表別、部局別職員数	参考 - 3
第3表	給料表別、級別、号給別人員分布	参考 - 4
第4表	給料表別、級別、年齢別職員数	参考 - 10
第5表	給料表別、学歴別人員及び平均経年数	参考 - 14
第6表	給料表別、級別平均給料額	参考 - 16
第7表	給料表別平均給与月額	参考 - 17
第8表	給料表別管理職手当支給状況	参考 - 18
第9表	給料表別扶養手当支給状況等	参考 - 19
第10表	給料表別住居手当支給状況	参考 - 20
第11表	給料表別通勤手当支給状況	参考 - 21
第12表	通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数	参考 - 22
第13表	給料表別地域手当支給状況	参考 - 23
第14表	任期付研究員の給料表別、号給別人員	参考 - 24
第15表	特定任期付職員の号給別人員	参考 - 24
第16表	民間との給与比較を行う職員の平均給与月額	参考 - 24
第17表	給料表別退職者等の状況	参考 - 25
第18表	再任用職員の給料表別、級別人員	参考 - 25
2	民間給与実態調査の概要	参考 - 26
第19表	産業別、企業規模別調査事業所数	参考 - 27
第20表	民間との給与比較における対応関係	参考 - 27
第21表	企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況	参考 - 28
第22表	職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況	参考 - 36
第23表	民間における初任給の改定状況	参考 - 36
第24表	民間における昇給制度の状況	参考 - 37
第25表	民間における家族手当の支給状況	参考 - 37
第26表	民間における住宅手当の支給状況	参考 - 37
第27表	民間における特別給の支給状況	参考 - 38
第28表	民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	参考 - 38
第29表	民間における時間外労働等の割増賃金等の状況	参考 - 39
3	生計費及び労働経済関係	参考 - 40
第30表	費目別、世帯人員別標準生計費	参考 - 41
第31表	労働経済指標	参考 - 42
4	人事管理関係	参考 - 44
第32表	年次有給休暇・夏季休暇の取得状況	参考 - 44
第33表	時間外勤務の状況	参考 - 44
第34表	育児休業・介護休暇の取得状況	参考 - 45
第35表	私傷病休暇・私傷病休職の状況	参考 - 46
5	人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子等	参考 - 47
	給与勧告の骨子	参考 - 47
	公務員人事管理に関する報告の骨子	参考 - 49
	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子	参考 - 50

1 職員給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成22年職員給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を検討するため、平成22年4月現在における職員の給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の対象

ア 次に掲げる条例の適用を受ける職員で、平成22年4月1日に在職するもの

(ア) 職員の給与に関する条例（昭和26年島根県条例第1号）

(イ) 県立学校の教育職員の給与に関する条例（昭和29年島根県条例第6号）

(ウ) 市町村立学校の教職員の給与等に関する条例（昭和29年島根県条例第7号）

(エ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第7号）

(オ) 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成15年島根県条例第8号）

イ 上記の職員のうち、次のものについては除外した。

(ア) 休職期間中の職員

(イ) 育児休業期間中の職員

(ウ) 平成22年4月1日付けで退職した職員

(エ) 再任用職員

(3) 調査の内容

ア 職員の年齢、学歴等に関する事項

年齢、学歴、性別、経験年数、適用給料表及び級号給等

イ 職員の給与に関する事項

給料月額、給料の調整額、教職調整額、管理職手当、扶養手当及び扶養親族数、地域手当、住居手当及び支給区分、通勤手当及び通勤方法、初任給調整手当、単身赴任手当、特地勤務（へき地）手当等

(4) その他

ア 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する市町村立学校の事務職員及び学校栄養職員は、行政職給料表及び医療職給料表(2)の統計数値に含まれている。

イ 構成比については、小数点以下1位未満の端数は四捨五入したため、合計が100%とならない場合がある。

第1表 給料表別職員数、性別、学歴別構成比等

区分 給料表		職員数		性別人員構成比		学歴別人員構成比				平均	平均経験
		人	%	男	女	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	年齢	年数
全給料表	22年	12,603	100.0	65.3	34.7	79.4	5.9	14.6	0.1	44.0	21.9
	21年	12,648	100.0	66.0	34.0	79.0	6.1	14.8	0.1	43.9	21.8
行政職 (中小学校事務職)	22年	3,782	30.0	76.8	23.2	60.8	9.8	29.2	0.1	44.3	22.7
	21年	3,843	30.4	77.4	22.6	60.9	10.0	29.0	0.1	44.3	22.8
	22年	293	2.3	29.4	70.6	13.0	21.8	65.2	0.0	44.0	24.5
	21年	298	2.4	29.9	70.1	15.4	22.8	61.7	0.0	45.1	25.3
公安職	22年	1,458	11.6	96.0	4.0	53.8	1.7	44.5	0.0	40.0	19.0
	21年	1,462	11.6	95.9	4.1	52.8	1.6	45.6	0.0	40.2	19.2
海事職	22年	46	0.4	100.0	0.0	0.0	65.2	30.4	4.3	41.8	21.8
	21年	48	0.4	100.0	0.0	0.0	66.7	27.1	6.3	40.6	20.7
研究職	22年	245	1.9	85.7	14.3	95.9	2.4	1.6	0.0	42.8	19.8
	21年	248	2.0	86.3	13.7	95.6	2.4	2.0	0.0	43.1	20.1
医療職(1)	22年	38	0.3	84.2	15.8	100.0	0.0	0.0	0.0	42.9	17.2
	21年	39	0.3	87.2	12.8	100.0	0.0	0.0	0.0	43.0	17.4
医療職(2) (中小学校栄養職)	22年	100	0.8	62.0	38.0	83.0	16.0	1.0	0.0	44.6	21.4
	21年	120	0.9	55.0	45.0	77.5	21.7	0.8	0.0	43.7	20.9
	22年	2	0.0	0.0	100.0	0.0	100.0	0.0	0.0	55.1	35.0
	21年	16	0.1	0.0	100.0	50.0	50.0	0.0	0.0	44.6	23.2
医療職(3)	22年	64	0.5	1.6	98.4	73.4	26.6	0.0	0.0	43.4	20.9
	21年	69	0.5	1.4	98.6	78.3	21.7	0.0	0.0	44.1	21.7
高等学校等 教育職	22年	2,068	16.4	61.3	38.7	92.7	4.2	3.1	0.0	43.8	21.1
	21年	2,066	16.3	62.4	37.6	92.3	4.3	3.4	0.0	43.5	20.9
中学校及び 小学校教育職	22年	4,802	38.1	48.0	52.0	95.9	4.1	0.0	0.0	45.2	22.5
	21年	4,753	37.6	48.7	51.3	95.9	4.1	0.0	0.0	45.0	22.3

(注) 中小学校事務職及び中小学校栄養職の欄の数値は、行政職及び医療職(2)の内数である。
以下、第2表、第7表及び第18表において同じ。

第2表 給料表別、部局別職員数

部 局		知	議	人	監	教	勞	漁	警	高	中	小	
給 料 表		事	会	事	査	育	働	業	察	校	学	学	計
		人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	22年	3,253	20	11	13	315	7	6	1,747	2,228	1,785	3,218	12,603
	21年	3,319	22	11	13	303	7	6	1,752	2,224	1,803	3,188	12,648
行 政 職	22年	2,826	20	11	13	158	7	6	271	177	93	200	3,782
	21年	2,875	22	11	13	163	7	6	272	176	96	202	3,843
(中小学校事務職)	22年										93	200	293
	21年										96	202	298
公 安 職	22年								1,458				1,458
	21年								1,462				1,462
海 事 職	22年	21				21			4				46
	21年	22				22			4				48
研 究 職	22年	211				22			12				245
	21年	216				20			12				248
医 療 職 (1)	22年	38											38
	21年	39											39
医 療 職 (2)	22年	97								1	1	1	100
	21年	102								2	5	11	120
(中小学校栄養職)	22年										1	1	2
	21年										5	11	16
医 療 職 (3)	22年	60				2			2				64
	21年	65				2			2				69
高 等 学 校 等 教 育 職	22年					18				2,050			2,068
	21年					20				2,046			2,066
中 学 校 及 小 学 校 教 育 職	22年					94					1,691	3,017	4,802
	21年					76					1,702	2,975	4,753

第3表 給料表別、級別、号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1						1	1		
2			1						
3									
4									
5	4	1				1	1		
6		2							
7		13							
8		1	2						
9	3	3	13						
10		2	1						1
11	4	4	8			1			
12		1	2						2
13	5	14	15						4
14		1		1					4
15	2	5	7						
16		6	3						5
17	4	8	40					1	
18			2						
19	6	3	10						1
20		1	3						2
21	10	17	27						1
22	1	3	5						
23	5	2	17						
24	1	2	9						1
25	43	7	52	2				1	
26		3	6	1				5	
27	6	2	48	1				7	
28		1	11					5	
29	7	2	30	4				6	
30		1	7					4	
31	20	1	59	3			1	1	
32			8	2				2	
33	14		14	5				1	
34	3		16	3			2	2	
35	20		62	16			1		
36	2	2	15	7			4		
37	13		15	10			3		
38	1		10	6			4		
39	3		101	19			6		
40			11	13			4		
41	8		18	7			1		
42	2		9	7					
43	4		98	5	2				
44	3		13	3	1				
45	14		17	45					
46	2		16	10	2				
47	4		47	28	1	1			
48		1	12	9	1	1			
49	2		15	48	3				
50	4		23	15	5	4			
51	4	1	56	32	3	3			
52	5		7	9	6	4			
53	1		11	26	10	1			
54	3		6	16	5	2			
55			22	46	1	5			
56	3		4	9	8	12			
57	2		2	33	11	10			
58			5	47	4	10			
59	1		1	10	1	8			
60			3	30	19	6			
61			4	23	4	21			
62			7	6	1	10			
63			4	11	6	9			
64			1	24	51	31			
65			2	8	5	46			
66			3	5	14	12			
67				5	6	24			
68			3	38	57	55			
69			1	15	12	27			
70			3	13	12	12			
71			4	8	12	28			
72			11	31	65	29			
73			3	8	18	15			
74	1		1	4	16	21			
75			3	5	27	4			
76			3	31	72	5			

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77	1			18	28	14			
78			1	4	27				
79			1	2	8				
80			1	11	29				
81			1	9	38				
82			3	1	15				
83			1	4	10				
84				9	54				
85				1	318				
86									
87									
88				9					
89				4					
90				2					
91			2						
92			1	2					
93				6					
94									
95									
96			1						
97									
98									
99									
100			1						
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112									
113									
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	241	109	1,082	845	988	433	28	35	21
									総数 3,782

(注) 各級内の太実線は、当該級の最高号給の位置を示し、該当人数の号給は空欄とした。(以下第3表の各表について同じ。)

公安職給料表

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5	9								
6									
7									
8									
9	3								
10									
11	11								
12									
13	1								
14				1					
15	16		3	1					
16	1								
17	1		1						
18	1								
19	7		7	1					
20			2						
21	24	3	3						
22			2	1					
23	10	19	8	1					
24		1	1						
25	7	9	6	1					
26	3	4	2	1					
27	27	23	9	2					
28		5	4	2					
29	10	10	14	4	1				
30	6	9	1						
31	12	16	6	1	1				
32	4	3	2						
33	1	9	4	1					
34	4	7	2						
35		13	6	2					
36		4	3	2					
37	3	7	6	5					6
38	3	4	3	2					
39	3	9	5	2	1				
40	3	7	2						
41	4	7	5	5	1				
42	1	8	7	1	2				
43	3	8	9	3	1				
44		1	4	1	2				
45		6	7	3	1				1
46	1	2	3	2					
47	1	5	7	8					
48			2	3	1				
49	1	6	4	3					
50	1	1	4	3	1				
51	2	4	3	3	4				
52		3	3	2	1				
53	2	3		1	1				
54		1	2		1				
55		2	5						
56			1		1	1			
57			3	5		2			
58			3	6	2				
59			8	3	1		1		
60	1		1	2				2	
61	1		6	5	1	1		16	
62			1	3	2	1			
63			4	5	3	1			
64			1	1	2				
65			1	1	4				
66				5	2		1		
67			4	1	2	1	10		
68			1	2	2				
69			4	4	4	1	2		
70			2	4	2	1	1		
71			2	2	1	3	1		
72			1	3	3	2	2		
73			1	3	5	2	5		
74				4	2	3	1		
75			3	2	2	4	2		
76			3	1	3	3	1		

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	3	4	3	16		
78			1	3	4	4			
79			2	2	5	2			
80			1	4	5	2			
81				6	14	5			
82			4	6	5	2			
83				2	3	3			
84				4	10	3			
85				2	10	76			
86				1	7				
87			1	2	10				
88			1	4	9				
89				5	6				
90			1	9	11				
91			1	6	1				
92				5	9				
93				7	58				
94				7					
95				4					
96			1	5					
97				7					
98				8					
99			1	7					
100				8					
101			2	4					
102				10					
103				4					
104				6					
105				7					
106			1	6					
107				1					
108				4					
109				2					
110			1	8					
111				5					
112				3					
113				3					
114				7					
115				4					
116				4					
117				10					
118				7					
119				1					
120				3					
121				3					
122				5					
123				3					
124				5					
125				23					
126									
127									
128			1						
129									
130									
131									
132									
133									
134			1						
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	188	219	238	385	234	126	43	18	7

総数 1,458

海事職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18		2		3		
19				1		
20						
21						
22			1			
23			1			
24			1	1		
25				1		
26						
27				1		
28						
29						
30						
31		1				
32						
33		1				
34						
35						
36			1	1		
37						
38						
39				1		
40						
41				1		
42				1		
43		1				
44						
45						
46				1		
47		1				
48						
49						
50						
51				1		
52						
53						
54						
55				1		
56						
57		1				
58					1	
59					1	
60					1	
61		1			1	
62					1	
63					1	
64				1		
65						1
66						
67						
68						
69		1				
70						
71				1	1	
72						
73				1		
74					1	
75					1	
76				1	1	

号給	級	1	2	3	4	5
77				1		
78						
79						
80						
81				1		
82						
83						
84						
85		1				
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92				1		
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
計		10	4	21	10	1
					総数	46

研究職給料表

号給	級	1	2	3	4	5
1			3			
2						
3						
4						
5			2			
6						
7			2			
8						
9						
10						
11			2			
12						
13			1			
14						
15			3			
16						
17						
18						
19			1			
20						
21			1			
22						
23			1			
24						
25			1			
26						
27			1			
28			1	2		
29			6			
30						
31			1			
32				4		
33			1	2		
34				2		
35				1		
36				1		
37			1	3		
38				1		
39		1	4	1		
40					1	
41				2		
42				4		
43			2	3		
44			1	3		
45			3	6	1	
46				1		
47			4			
48			1	5		
49			5			
50						
51			4	1	4	
52				3		
53			2	1	5	
54					3	
55			7	2	2	
56				1	2	
57			1		2	
58				3	3	
59			6	1	1	
60						
61			4			
62				3		
63			6	2		
64						
65			1	2		
66				1		
67			5	1		
68				1	1	
69				3		
70			1	2		
71			6		1	
72			1			
73			1	2		
74				3		
75			5			
76				1		

号給	級	1	2	3	4	5
77				9		
78				1		
79			2			
80			1	2		
81			1	8		
82				1		
83						
84				4		
85				3		
86				2		
87				2		
88				1		
89				9		
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		1	102	116	26	0
					総数	245

医療職給料表(1)

級 号給	1	2	3	4
1				
2				
3				
4				
5				1
6				
7				
8				
9				
10				
11				
12				
13		2		
14				
15				
16				
17				
18		1		
19				
20				
21	2			
22				
23		3		
24				
25	2			
26				
27	1	2	1	
28				
29	1			
30				
31			1	
32				
33				1
34				
35		1		
36				
37				
38			1	
39				
40				
41				1
42				
43		1		
44				
45			1	
46				
47				1
48			1	
49				
50				1
51				
52				
53				
54				
55				1
56				
57				
58				1
59				
60				
61				
62				2
63				
64				1
65				5
66				
67				
68				
69			1	
70				
71				
72				
73				
74				
75				
76				

級 号給	1	2	3	4
77				
78				
79				
80				
81				
82				
83				
84				
85				
86			1	
87				
88				
89				
90				
91				
92				
93				
94				
95				
96				
97				
計	6	10	7	15
総数	38			

医療職給料表(2)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		5				
12						
13		1				
14						
15		1				
16						
17		1				
18		1				
19			1			
20						
21			4			
22			1			
23	1					
24						
25						
26		1				
27			1			
28						
29		3	1			
30						
31				1		
32		1				
33		1				
34					1	
35				1		
36					1	
37			1			
38		1				
39				2		
40					1	
41			2			
42						
43			2	1		
44						
45					1	
46						
47				2	1	
48					1	
49			1			1
50				2		
51		1			1	
52						1
53						1
54						
55					2	
56						
57						
58						
59						
60					2	4
61						1
62						
63						4
64						2
65					2	
66						
67						
68					1	
69						
70						
71						
72					1	
73					1	
74						
75					1	
76					3	

級 号給	1	2	3	4	5	6
77						
78					1	
79					2	
80					1	
81					4	
82					1	
83					1	
84					1	
85					14	
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
計	1	17	14	9	45	14
総数	100					

医療職給料表(3)

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			2			
14			1			
15		1				
16			1			
17			1			
18						
19		2				
20						
21						
22						
23		2		1		
24			2			
25		1				
26						
27		1		1		
28						
29			1			
30			1			
31		1	1	1		
32				1		
33						
34						
35						
36						
37						
38				1		
39						
40		1		1		
41				1	1	
42						
43						
44						
45						
46						1
47						
48					1	
49						
50						
51						
52						
53				1		
54				2	1	
55						
56						1
57				1		
58						1
59						
60						
61					2	
62						
63					1	
64						
65						
66						
67					1	
68					2	
69					2	
70					2	
71					1	
72						
73					2	
74						
75					1	
76						
77						
78					2	
79						
80						
81					2	
82						
83						
84						

級 号給	1	2	3	4	5	6
85						
86						
87						
88						
89						
90						
91					1	
92					1	
93					8	
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
154						
155						
156						
157						
158						
159						
160						
161						
162						
163						
164						
165						
166						
167						
168						
169						
計	0	9	10	11	31	3
					総数	64

高等学校等教育職給料表

級 号 給	1	2	3	4
1		1		
2				
3				
4				
5		1		
6				
7		4		
8				
9		3		
10				
11		2		
12				
13		4		
14				
15		3		
16				
17		5		
18				
19		6		
20		2		
21		10		
22		1		
23		2		
24		1		1
25		10		
26		1		
27		6		1
28				4
29		11		
30		3		2
31		13		2
32		4		6
33	1	11		3
34		4		3
35		6		3
36		1		4
37	2	12		24
38		7		
39		17		
40	1	3		
41		9		
42		1		
43		14		
44		5		
45		17		
46	1	5		
47		15		
48		7		
49	2	23		
50		6		
51	1	17	1	
52		7	3	
53	1	23	3	
54		5	2	
55		31		
56		12	1	
57		14	1	
58		6	1	
59		39	1	
60	1	13	8	
61		18	4	
62		14	4	
63	2	35	3	
64	1	9	1	
65		22	7	
66	1	4	4	
67		43	2	
68	2	7	5	
69	4	16	2	
70	2	10	2	
71	2	35	3	
72	2	6	3	
73	1	28	2	
74	1	7	2	
75	1	30		
76	1	16	2	
153				
計	88	1,858	69	53
			総数	2,068

中学校及び小学校教育職給料表

級 号 給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					1
11					
12					1
13		21			1
14					1
15					4
16					5
17		16			5
18					6
19		17			5
20		1			10
21		11			16
22					6
23		20			17
24		1			7
25		15			8
26		1			8
27		20			15
28					12
29		15			11
30		2			13
31		15			20
32		2			17
33		20			11
34		5			13
35		5			18
36					10
37		29			126
38		3			
39		9			
40		4			
41		32			
42		7			
43		10			
44		6			
45		19		1	
46		6			
47		13			
48		18			
49		25			
50		6		1	
51		19			
52		5			
53		16			
54		4		2	
55		17		1	
56		8		2	
57		28		1	
58		12		1	
59		16		5	
60		10		5	
61		23		8	
62		10		11	
63		20		11	
64		9		11	
65		26		14	
66		19		10	
67		40	1	11	
68		15		18	
69		30	1	22	
70		11		12	
71		37	1	7	
72		13		11	
73		31		20	
74		15	3	11	
75		42	1	10	
76		15		22	
計	0	4,032	13	390	367
			総数	4,802	

第4表 給料表別、級別、年齢別職員数

年齢	給料表 級	行政職給料表										公安職給料表									
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	計	1	2	3	4	5	6	7	8	9	計
18	歳	2									2	9									9
19		8									8	14									14
20		8									8	17									17
21		9									9	11									11
22		42									42	30									30
23		33	1								34	37	1								38
24		25									25	19	23								42
25		26	9								35	12	36	5							53
26		19	22								41	11	41	12							64
27		5	21								26	9	32	18							59
28		9	20								29	5	22	23	1						51
29		14	18	8							40	5	21	22	1						49
30		9	7	39							55	5	17	13	5						40
31		6	3	50						1	60		13	19	6						38
32		7	2	52							61	1	7	17	8						33
33		3	1	72						1	77	3	3	19	12						37
34		1	2	93							97		2	18	12						32
35		1	1	101							103		1	16	9						26
36		1		139							140			17	19	1					37
37				140						1	142			9	7	1					17
38		1	1	136							138			8	12	4					24
39		2		119	2						123			7	10	5					22
40		1	1	37	99						138				12	5					17
41		1		13	100						114			4	11	5	1				21
42		3		16	95	1				1	116			1	12	3					16
43				18	95	6				1	120			2	15	3	4				24
44				10	83	14					107				16	3	4	1			24
45				4	74	20				1	99			4	18	6	4	1			33
46				5	67	43					115			2	26	8	4				40
47				7	67	67	1		1		144				21	3	4	2			30
48		1		6	59	82	1				149				22	7	7	3			39
49		1		7	26	97	11				142				21	10	12	4	1		48
50		1		2	30	89	18			1	141				13	13	7	3	1		37
51		1		3	16	72	33	1			126				12	20	6	7	1		46
52				5	11	79	28	3			126			1	15	12	5	5	4		42
53					9	83	49	1			142				22	13	9	2			46
54					6	68	52	3	5	2	136			1	11	9	4	4	2		31
55					3	72	41	5	5		126				10	27	6	3	2	2	50
56					2	43	45	7	7		104				6	27	2	1	2		38
57					1	52	36	3	9	4	105				5	19	16	2		4	46
58						59	76	2	7	11	155				9	15	14	5	4	1	48
59						41	38		1	1	81				6	15	17		1		39
60		1									1										
61																					
62																					
63																					
64																					
65																					
66																					
67																					
68																					
69以上																					
人員計	人	241	109	1,082	845	988	433	28	35	21	3,782	188	219	238	385	234	126	43	18	7	1,458
構成比	%	6.4	2.9	28.6	22.3	26.1	11.4	0.7	0.9	0.6	100.0	12.9	15.0	16.3	26.4	16.0	8.6	2.9	1.2	0.5	100.0
平均年齢	歳	26.3	28.4	36.9	44.9	52.2	55.1	53.9	56.3	56.4	44.3	23.7	27.7	32.9	45.3	52.3	53.1	52.4	54.8	57.0	40.0

給料表		海事職給料表						研究職給料表						医療職給料表(1)				
年齢	級	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	5	計	1	2	3	4	計
18	歳																	
19																		
20																		
21		1					1											
22		1					1		3				3					
23									2				2					
24		1					1		4				4					
25		1					1		2				2					
26									3				3	1				1
27		1					1	1	1				2	1				1
28		1					1		8				8	2				2
29		1					1							1				1
30									5				5		2			2
31			1				1		4				4	1	2			3
32			2				2		7				7		3			3
33		1					1		8				8		1			1
34				4			4		5				5					
35		1		1			2		11				11		2			2
36			1	1			2		11				11				1	1
37				2			2		5				5			1		1
38				2			2		11				11					
39				1			1		11				11			1		1
40									1	9			10					
41										14			14			1		1
42				1			1			4			4					
43										8			8			1		1
44				1			1			5			5					
45										5			5					
46										7			7			1	1	2
47				1			1			6			6					
48				1			1			4			4					
49				1	1		2			7			7			1		1
50				1	2		3			6	1		7					
51				1	1		2			8			8				2	2
52				1	1		2			11			11					
53				1	1		2			7			7				2	2
54					1		1			6	3		9			1		1
55		1			1	1	3			2	3		5				3	3
56										3	5		8					
57					1		1			1	6		7				2	2
58					1		1			1	5		6				1	1
59				1			1			2	3		5				2	2
60																		
61																		
62																		
63																		
64																		
65																		
66																		
67																		
68																	1	1
69以上																		
人員計	人	10	4	21	10	1	46	1	102	116	26	0	245	6	10	7	15	38
構成比	%	21.7	8.7	45.7	21.7	2.2	100.0	0.4	41.6	47.3	10.6	0.0	100.0	15.8	26.3	18.4	39.5	100.0
平均年齢	歳	30.4	33.2	42.8	53.2	55.9	41.8	27.7	33.5	48.0	56.8		42.8	28.5	32.6	44.4	54.7	42.9

給料表 級 年齢	医療職給料表								医療職給料表							
	1	2	3	4	5	6	7	計	1	2	3	4	5	6	7	計
18																
19																
20																
21																
22																
23										1						1
24			4					4		1						1
25			1					1		2						2
26	1							1		2						2
27		1						1		1						1
28		2						2		1	2					3
29		3	2					5			2					2
30		1	1					2								
31		1	3					4			1					1
32		2	2					4			3					3
33											1	1				2
34			2					2								
35		1	3	1				5				2				2
36				1				1								
37				3				3			1	1				2
38			1	2				3								
39												1				1
40					2			2				2				2
41				2	1			3				2				2
42												1	1			2
43												1				1
44					1			1								
45					2			2					1			1
46		1			1			2								
47					1			1		1			3			4
48					4			4					2			2
49					2			2					5			5
50					5			5					4			4
51					3			3					3			3
52					3			3					2			2
53					6			6								
54					5			5					1			1
55					5	2		7					2	1		3
56					1			1					5			5
57					2	3		5					2			2
58					1	5		6						1		1
59						4		4						1		1
60																
61																
62																
63																
64																
65																
66																
67																
68																
69以上																
人員計 人	1	17	14	9	45	14	0	100	0	9	10	11	31	3	0	64
構成比 %	1.0	17.0	14.0	9.0	45.0	14.0	0.0	100.0	0.0	14.1	15.6	17.2	48.4	4.7	0.0	100.0
平均年齢 歳	26.9	29.8	33.1	38.3	51.3	58.1		44.6		28.3	31.7	39.2	51.6	57.9		43.4

年齢	給料表 級	高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表						全給料表	
		1	2	3	4	計	1	2	特2	3	4	計		
18	歳													11
19														22
20														25
21														21
22			1			1		19					19	96
23			5			5		31					31	111
24			5			5		35					35	117
25		1	5			6		32					32	132
26		2	12			14		32					32	158
27			18			18		33					33	142
28		2	11			13		49					49	158
29		2	31			33		43					43	174
30			26			26		59					59	189
31		2	44			46		61					61	218
32		4	45			49		56					56	218
33		5	56			61		85					85	272
34		5	64			69		84					84	293
35		6	53			59		111					111	321
36		8	84			92		104					104	388
37		7	87			94		100					100	366
38		8	66			74		126					126	378
39		9	58			67		116					116	342
40		5	71			76		146					146	391
41		8	106			114		174		1			175	444
42		2	88			90		206		1			207	436
43		2	66			68		187		4			191	413
44		3	67			70		194	2	6			202	410
45		1	96			97		188	3	11			202	439
46		4	66			70		197	1	19			217	453
47		1	64			65		183	4	30			217	468
48		1	65			66		195	1	46	3		245	510
49			68	1		69		188	1	40	10		239	515
50			56	4		60		177	1	35	15		228	485
51			51	6		57		170		43	37		250	497
52			56	9		65		161		32	37		230	481
53			53	12	1	66		137		35	38		210	481
54			39	10	2	51		110		25	36		171	406
55			34	8	6	48		78		16	58		152	397
56			37	8	12	57		64		17	27		108	321
57			45	6	9	60		42		17	37		96	324
58			30	3	12	45		38		9	29		76	339
59			29	2	11	42		21		3	40		64	239
60														1
61														
62														
63														
64														
65														
66														
67														
68														
69以上														1
人員計	人	88	1,858	69	53	2,068	0	4,032	13	390	367	4,802	12,603	
構成比	%	4.3	89.8	3.3	2.6	100.0	0.0	84.0	0.3	8.1	7.6	100.0	100.0	
平均年齢	歳	37.8	43.3	54.3	57.4	43.8		43.8	47.0	51.2	55.0	45.2	44.0	

第5表 給料表別、学歴別人員及び平均経験年数

給料表 学歴 経験年数	行政職給料表					公安職給料表					海事職給料表					研究職給料表					医療職給料表				
	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
	1年未満	40	2	4		46	24	1	10		35					0	3				3				
1年	18	1	8		27	34	1	14		49		1			1	4				4					0
2年	18		4		22	38	2	19		59					0	3				3	2				2
3年	23	3	10		36	51	2	9		62			1		1	4				4	2				2
4年	15	2	16		33	54	1	13		68		1			1					0	2				2
5年	12	3	6		21	39	2	11		52					0	3				3	2				2
6年	22	1	13		36	54	3	13		70			1		1	9				9	1				1
7年	28	3	17		48	24		5		29		1			1	1				1	3				3
8年	43	3	14		60	38	1	14		53		1			1	5		1		6	3				3
9年	33	1	15		49	29	2	9		40					0	9				9	1				1
10年	51	3	13		67	28	1	5		34					0	7				7	1				1
11年	46	9	16		71	13		9		22		1	1		2	5				5					0
12年	53	5	19		77	15	1	8		24		2			2	9				9	1				1
13年	75	12	16		103	12		5		17		3	1		4	9				9					0
14年	83	14	14		111	13		12		25		2			2	5				5					0
15年	84	14	20	1	119	5	1	7		13		1	1		2	7				7	2				2
16年	93	12	31		136	10		16		26		2			2	14				14					0
17年	75	18	20		113	4	1	13		18		1			1	11				11	1				1
18年	96	23	49		168	6	1	13		20		3			3	9				9	1				1
19年	81	17	53		151	7		10		17					0	12				12					0
20年	68	10	32		110	11		13		24					0	9				9	1				1
21年	76	8	37		121	12		19		31			1		1	4				4					0
22年	49	7	22		78	17		12		29					0	6				6					0
23年	58	9	25		92	11	1	7		19		1			1	1	1			2					0
24年	74	9	33		116	8	2	13		23					0	5		1		6	1				1
25年	92	9	44		145	15		13		28					0	8	2			10	1				1
26年	88	12	35		135	15		10		25					0	6				6	1				1
27年	81	17	31		129	17	1	16		34		1			1	4				4					0
28年	90	12	33		135	23		26		49		2			2	7				7	3				3
29年	105	11	59	1	176	32		21		53		2	1		3	11				11	2				2
30年	77	13	38	1	129	19		28		47		1	1		2	11	1			12	2				2
31年	84	18	36		138	23		33		56			1		1	5	1			6	1				1
32年	87	20	44		151	18		21		39		1	1		2	5				5	2				2
33年	61	12	28		101	15		16		31		1			1	4				4					0
34年	54	10	21		85	22	1	13		36		1	2	1	4	12				12	1				1
35年以上	168	48	229	2	447	28		173		201		1	2	1	4	8	1	2		11	1				1
合計	2,301	371	1,105	5	3,782	784	25	649	0	1,458	0	30	14	2	46	235	6	4	0	245	38	0	0	0	38
平均経験年数	21.6	23.7	24.8	31.1	22.7	14.8	11.1	24.5		19.0		19.4	24.7	37.0	21.8	19.4	29.2	26.2		19.8	17.2				17.2

医療職給料表					医療職給料表					高等学校等教育職給料表					中学校及び小学校教育職給料表					合計				
大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	計
				0					0	1				1	21				21	89	3	14		106
				0					0	5				5	36				36	97	3	22		122
6	1			7	1				1	5				5	34				34	107	3	23		133
3				3	2	1			3	9				9	36				36	130	6	20		156
				0		1			1	18				18	37	1			38	126	6	29		161
2				2					0	16				16	43	2			45	117	7	17		141
4				4	3	2			5	28				28	50				50	171	6	27		204
6				6	1	1			2	24	1			25	55	1			56	142	7	22		171
				0	1				1	37				37	60	1			61	187	6	29		222
2				2		1			1	45	2			47	59	1			60	178	7	24		209
1				1					0	61				61	72	1			73	221	5	18		244
2				2	1	2			3	58	1			59	87	1			88	212	14	26		252
2				2		1			1	56				56	90	3			93	226	12	27		265
2				2	1	1			2	81	1			82	106	1			107	286	18	22		326
3				3	2	1			3	85	1	1		87	102				102	293	18	27		338
2				2					0	85	1			86	110	2			112	295	19	28	1	343
2				2	1				1	64	2	1		67	111	1			112	295	17	48		360
1				1	2				2	66	2	1		69	107	2			109	267	24	34		325
3	1			4	1	1			2	74	4	4		82	144	2			146	334	35	66		435
				0	1				1	93	7			100	189	1			190	383	25	63		471
	1			1		1			1	78	3	1		82	201	4			205	368	19	46		433
				0		1			1	68	1			69	207	6			213	367	16	57		440
1				1	1				1	86	3	7		96	206	5			211	366	15	41		422
3	1			4					0	86	3	4		93	192	3			195	351	19	36		406
				0	3				3	57	1	2		60	251	7			258	399	19	49		467
2	1			3	2				2	67	8	4		79	198	4			202	385	24	61		470
2				2					0	62	5	4		71	245	2			247	419	19	49		487
3	3			6	6				6	56	3	3		62	213	4			217	380	29	50		459
2				2	3	1			4	55		3		58	247	5			252	430	20	62		512
6				6	3				3	60	3	3		66	221	1			222	440	17	84	1	542
4				4					0	48	5	3		56	171	8			179	332	28	70	1	431
3	2			5		1			1	48	4	1		53	167	10			177	331	36	71		438
4	1			5	1				1	42	5	1		48	161	21			182	320	48	67		435
	1			1	3				3	45	4	3		52	121	30			151	249	48	47		344
3	1			4	5				5	52	5			57	90	16			106	239	34	36	1	310
9	3	1		13	3	1			4	96	11	19		126	166	50			216	479	115	426	3	1,023
83	16	1	0	100	47	17	0	0	64	1,917	86	65	0	2,068	4,606	196	0	0	4,802	10,011	747	1,838	7	12,603
20.0	27.7	38.9		21.4	23.0	15.1			20.9	20.7	26.2	28.9		21.1	22.2	29.7			22.5	21.1	24.9	24.8	32.8	21.9

第6表 給料表別、級別平均給料額

給料表		行政職	公安職	海事職	研究職	医療職	医療職	医療職	高等学校 教育	中学校及 小学校 教職
職務の級		円	円	円	円	円	円	円	円	円
1 級	減額前	183,447	204,266	216,210	203,600	321,517	177,600		302,476	
		432							7,130	
									11,359	
1 級	減額後	172,466	192,010	203,237	191,384	302,226	166,944		285,095	
		432							7,130	
									11,018	
2 級	減額前	215,853	237,331	264,500	283,491	394,030	214,988	225,900	390,141	384,704
		234					1,882	4,178	5,122	1,858
									14,743	14,572
2 級	減額後	202,916	223,091	248,630	266,482	370,388	202,202	212,597	367,056	361,755
		234					1,882	4,178	5,122	1,858
									13,874	13,719
								3,123	3,825	
特2級	減額前									419,064
										16,118
特2級	減額後									393,920
										15,150
3 級	減額前	290,735	278,362	346,035	389,444	499,214	264,493	264,500	461,097	436,141
		240	118				1,300	5,820	3,978	90
		169	129	3,016	6,750	5,900			1,513	6,245
3 級	減額後	273,305	261,667	325,273	366,077	469,261	248,701	248,979	424,905	402,210
		240	118				1,300	5,820	3,978	90
		159	139	2,835	6,345	5,546			1,392	5,750
4 級	減額前	367,704	380,168	437,834	434,822	580,167	316,067	318,927	494,160	465,206
						4,133	2,156	3,636	4,483	
		3,284	6,069	11,624	4,188	20,647			6,658	10,822
4 級	減額後	345,642	357,358	411,565	400,037	530,879	297,232	300,010	454,986	428,375
						4,133	2,156	3,636	4,483	
		3,088	5,705	10,927	3,853	18,825			6,125	9,957
5 級	減額前	410,268	427,859	475,490			401,209	403,891		
		268					933	671		
		12,789	10,185	18,090			13,163	11,923		
5 級	減額後	385,669	402,188	446,961			377,193	379,698		
		268					933	671		
		12,022	9,574	17,005			12,373	11,208		
6 級	減額前	425,530	446,358				438,714	445,075		
		26	276				2,421			
		7,877	12,283				19,764	11,642		
6 級	減額後	391,490	419,593				404,442	415,550		
		26	276				2,421			
		7,247	11,547				18,216	10,942		
7 級	減額前	435,990	463,684							
		315	10,358							
7 級	減額後	396,701	426,804							
		286	9,535							
8 級	減額前	467,385	479,522							
		140	10,200							
8 級	減額後	420,647	437,944							
		126	9,296							
9 級	減額前	509,486	488,257							
			4,100							
9 級	減額後	458,537	439,432							
			3,690							
全 級	減額前	349,521	336,996	333,493	349,390	475,432	345,763	344,409	391,444	395,127
		176	43			1,632	1,455	2,447	5,153	1,567
		5,028	4,772	4,297	3,640	9,237	8,690	6,321	13,729	12,279
全 級	減額後	327,203	316,260	313,483	327,504	441,191	323,971	323,759	367,752	370,219
		176	43			1,632	1,455	2,447	5,153	1,567
		4,709	4,476	4,039	3,413	8,453	8,118	5,942	12,934	11,560

(注) 各欄内訳の上段は給料の調整額、中段は教職調整額、下段は切替に伴う差額である。

第7表 給料表別平均給与月額

区 分 給 料 表		平 均 支 給 月 額										
		給 料	うち給料 の調整額	うち教職 調整額	うち替替に 伴う差額	管理職手当	扶養手当	地域手当	住居手当	特勤手当	その他	合 計
全 給 料 表	22年	円										
		372,591		6,931	4,613	6,350				4,610		401,372
	349,237	1,529	6,527	4,317	5,044	11,444	432	3,549	4,333	2,396	376,403	
21年	375,616		6,863	6,717	6,331		422		4,650		404,778	
	352,099	1,977	6,463	6,284	5,030	11,699	391	3,606	4,369	2,454	379,648	
行 政 職	22年	349,521			5,028	7,938		604		3,351		378,345
		327,203	176		4,709	6,254	12,796	561	2,231	3,154	1,904	354,103
	21年	353,262			7,235	7,693		599		3,434		382,414
(中小学校 事務職)	22年	330,749	181		6,770	6,061		558		3,232	1,999	358,026
		335,976			7,279		6,906		3,940	7,066		353,888
	21年	315,817			6,843				6,673			333,336
22年	347,045			9,955		7,872		3,327	7,357		365,601	
	326,222			9,358					6,954		344,375	
公 安 職	22年	336,996			4,772	3,400		109	3,452		363,575	
	21年	316,260	43		4,476	2,678	14,175	105	3,265	3,755	341,926	
22年	340,887			6,694	3,409		96		3,566		368,288	
	319,908	43		6,277	2,686	14,642	93	1,661	3,369	4,027	346,386	
海 事 職	22年	333,493			4,297				5,131		358,211	
	21年	313,483			4,039		14,978		4,919	1,000	337,989	
22年	329,846			5,371				3,609	4,788		354,022	
	310,055			5,049		14,323		3,627	4,589	1,438	334,032	
研 究 職	22年	349,390			3,640	5,410			2,100		375,494	
	21年	327,504			3,413	4,328	13,104		1,982	1,367	352,408	
22年	355,015			6,100	5,272			4,123	2,307		381,583	
	332,778			5,710	4,217	13,401		4,100	2,178	1,488	358,162	
医 療 職	22年	475,432			9,237	34,774		78,826	4,555		909,968	
	21年	441,191	1,632		8,453	27,095	15,303	72,766	4,248	296,289	861,681	
22年	480,628			11,274	33,318		74,169	4,789	4,434		910,041	
	445,920	1,590		10,339	25,949	15,833	68,486	4,795	4,136	296,864	861,983	
医 療 職	22年	345,763			8,690	6,321			4,732		371,553	
		323,971	1,455		8,118	5,057	8,930		4,451	4,220	348,216	
	21年	343,053			10,053	5,268			4,120		366,537	
(中小学校 栄養職)	22年	321,591	1,235		9,400	4,214		8,017	3,886	3,458	343,787	
		417,389			21,089		0		0	0		417,389
	21年	392,346			19,824				0		392,346	
22年	350,288			11,100		3,781		5,188	3,281		362,538	
	329,270			10,434					3,089		341,328	
医 療 職	22年	344,409			6,321	677			6,590	718	358,160	
	21年	323,759	2,447		5,942	541	3,516		6,253		337,037	
22年	352,208			9,352	628			5,886			364,011	
	331,076	2,255		8,784	502	3,188		5,594		333	342,461	
高 等 学 校 等 教 育 職	22年	391,444		13,729	3,206	3,241			3,210		415,520	
	21年	367,752	5,153	12,934	3,009	2,592	10,802		3,021	1,123	390,990	
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	22年	393,479		13,740	4,833	3,179			3,121		417,316	
	21年	369,793	6,863	12,946	4,535	2,543	10,835		2,938	1,013	392,811	
22年	395,127			4,750	7,293				6,651		423,796	
	370,219	1,567		4,439	5,835	9,835		4,243	6,236	647	397,015	
21年	398,445			7,009	7,507				6,749		427,768	
	373,310	2,040		6,547	6,006	10,124		4,328	6,326	615	400,709	

(注) 1 上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

2 特勤手当の欄は、特勤手当及び特勤手当に準ずる手当の合計額であり、中小学校事務職、中小学校栄養職、中学校及び小学校教育職においてはへき手当及びへき手当に準ずる手当の合計額である。

3 その他は、初任給調整手当等である。

第8表 給料表別管理職手当支給状況

区分 給料表	支給区分						受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	1種	2種	3種	4種	5種	6種			
	本庁部長 など	本庁次長 など	本庁課長 校長 など	校長 など	本庁室長 校長・教頭 など	調整監 教頭 など			
全給料表	人 21	人 67	人 214	人 116	人 552	人 479	人 1,449	円 55,227 43,870	円 6,350 5,044
行政職	21	49	113	11	138	184	516	58,179 45,839	7,938 6,254
公安職		13	39	15			67	73,988 58,283	3,400 2,678
海事職							0	0 0	0 0
研究職			2		12	12	26	50,976 40,781	5,410 4,328
医療職(1)		5	8		1		14	94,385 73,542	34,774 27,095
医療職(2)					11	2	13	48,623 38,898	6,321 5,057
医療職(3)						1	1	43,300 34,640	677 541
高等学校等 教育職			18	27	50	23	118	56,792 45,433	3,241 2,592
中学校及び 小学校教育職			34	63	340	257	694	50,464 40,371	7,293 5,835

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第9表 給料表別扶養手当支給状況等

その1 扶養親族数別職員数

区分 扶養親族数	該当職員数	対象扶養親族数	
		配偶者	配偶者以外の扶養親族
1人	人 2,284	人 857	人 1,427
2人	2,273	862	3,684
3人	1,796	1,102	4,286
4人	632	527	2,001
5人	115	102	473
6人	7	6	36
計	7,107	3,456	11,907

(注)「扶養親族」とは、扶養手当の支給対象となっている者である。(以下本表において同じ。)

その2 給料表別平均扶養親族数及び平均支給額

区分 給料表	受給者数	受給者	受給者	職員
		1人当たり 扶養親族数	1人当たり 平均支給額	1人当たり 平均支給額
全給料表	人 7,107	人 2.2	円 20,293	円 11,444
行政職	2,336	2.2	20,717	12,796
公安職	940	2.2	21,987	14,175
海事職	30	2.4	22,967	14,978
研究職	153	2.2	20,984	13,104
医療職	25	2.3	23,260	15,303
医療職	50	1.8	17,860	8,930
医療職	15	1.7	15,000	3,516
高等学校等教育職	1,144	2.2	19,527	10,802
中学校及び小学校教育職	2,414	2.1	19,563	9,835

第10表 給料表別住居手当支給状況

区分 給料表	支給区分					職員数			受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	人	職員			配偶者等 人	受給者 人	非受給者 人	合計 人		
		手当月額 11,000円 以下	手当月額 11,000円 超 27,000円 未満	手当月額 27,000円 以上						
全給料表	1,789	16	795	978	37	1,825	10,778	12,603	24,505	3,549
	100.0%	0.9%	44.4%	54.7%		14.5%	85.5%	100.0%		
行政職	336	3	150	183	11	347	3,435	3,782	24,319	2,231
	100.0%	0.9%	44.6%	54.5%		9.2%	90.8%	100.0%		
公安職	95		71	24	17	112	1,346	1,458	21,978	1,688
	100.0%		74.7%	25.3%		7.7%	92.3%	100.0%		
海事職	7	1	2	4		7	39	46	23,714	3,609
	100.0%	14.3%	28.6%	57.1%		15.2%	84.8%	100.0%		
研究職	41		16	25		41	204	245	24,639	4,123
	100.0%		39.0%	61.0%		16.7%	83.3%	100.0%		
医療職	7		3	4		7	31	38	26,000	4,789
	100.0%		42.9%	57.1%		18.4%	81.6%	100.0%		
医療職	6		2	4	1	7	93	100	22,671	1,587
	100.0%		33.3%	66.7%		7.0%	93.0%	100.0%		
医療職	6		3	3		6	58	64	24,000	2,250
	100.0%		50.0%	50.0%		9.4%	90.6%	100.0%		
高等学校等 教育職	457		149	308	3	460	1,608	2,068	25,626	5,700
	100.0%		32.6%	67.4%		22.2%	77.8%	100.0%		
中学校及び 小学校教育職	834	12	399	423	5	838	3,964	4,802	24,312	4,243
	100.0%	1.4%	47.8%	50.7%		17.5%	82.5%	100.0%		

(注) 支給区分における「配偶者等」とは、単身赴任する職員で留守家族が居住する住居に対して支給されるものの数をいい、「職員」と「配偶者等」の計は、受給者数とは必ずしも一致しない。

第11表 給料表別通勤手当支給状況

区分 給料表	受給者						非受給者	合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職員 1人 当たり 平均 支給額
	交通 機関等 利用者	交通用具使用者			併用者	小計				
		自動 四輪	自転 車等	自動四輪と 自転車等						
全給料表	人 383 3.0%	人 8,910 70.7%	人 656 5.2%	人 4 0.0%	人 72 0.6%	人 10,025 79.5%	人 2,578 20.5%	人 12,603 100.0%	円 9,222	円 7,335
行政職	317 8.4%	2,000 52.9%	373 9.9%	1 0.0%	46 1.2%	2,737 72.4%	1,045 27.6%	3,782 100.0%	10,113	7,319
公安職	18 1.2%	547 37.5%	219 15.0%		1 0.1%	785 53.8%	673 46.2%	1,458 100.0%	4,127	2,222
海事職		22 47.8%	1 2.2%			23 50.0%	23 50.0%	46 100.0%	10,104	5,052
研究職	11 4.5%	196 80.0%	20 8.2%	1 0.4%	1 0.4%	229 93.5%	16 6.5%	245 100.0%	9,811	9,170
医療職	2 5.3%	10 26.3%		1 2.6%		13 34.2%	25 65.8%	38 100.0%	16,228	5,552
医療職		73 73.0%	4 4.0%			77 77.0%	23 23.0%	100 100.0%	11,823	9,104
医療職		38 59.4%	1 1.6%			39 60.9%	25 39.1%	64 100.0%	11,090	6,758
高等学校等 教育職	17 0.8%	1,725 83.4%	11 0.5%	1 0.0%	10 0.5%	1,764 85.3%	304 14.7%	2,068 100.0%	11,020	9,400
中学校及び 小学校教育職	18 0.4%	4,299 89.5%	27 0.6%		14 0.3%	4,358 90.8%	444 9.2%	4,802 100.0%	8,733	7,926

第12表 通勤方法別、運賃等相当額・使用距離別職員数

区 分	通勤方法等	交通機関等 利 用 者	交通用具使用者			併 用 者		計
			自動四輪	自転車等	自動四輪と 自転車等	交通機関等と 自動四輪	交通機関等と 自転車等	
	手当受給職員数	人 383	人 8,910	人 656	人 4	人 54	人 18	人 10,025
運賃等相当額	10,000円以下	人 223				人 1	人 3	人 227
	10,001円以上 20,000円以下	147				32	12	191
	20,001円以上 30,000円以下	10				11	1	22
	30,001円以上 40,000円以下	3				3		6
	40,001円以上 50,000円以下					4	1	5
	50,001円以上 55,000円以下					1		1
	55,001円以上					2	1	3
	計	383				54	18	455
	受給職員平均運賃等相当額	円 10,585				円 23,012	円 18,542	円 12,374
使用距離	4 km未満		人 1,492	人 419	人	人 22	人 12	人 1,945
	4 km以上 6 km未満		1,200	165	2	10	5	1,382
	6 km以上 10km未満		1,625	64	1	15	1	1,706
	10km以上 14km未満		1,028	6		3		1,037
	14km以上 18km未満		748	1		3		752
	18km以上 22km未満		568	1		1		570
	22km以上 26km未満		472					472
	26km以上 30km未満		319					319
	30km以上 34km未満		343					343
	34km以上 38km未満		359					359
	38km以上 42km未満		246					246
	42km以上 46km未満		162					162
	46km以上 50km未満		99					99
	50km以上 54km未満		89					89
	54km以上 58km未満		62					62
	58km以上 62km未満		36					36
	62km以上 66km未満		24					24
	66km以上 70km未満		18					18
	70km以上 74km未満		10					10
	74km以上 78km未満		6					6
	78km以上		4			1		5
計			8,910	656	4	54	18	9,642
	受給職員平均支給額		円 9,635	円 1,383	円 6,569	円 4,269	円 1,289	円 9,027

(注) 受給職員平均運賃等相当額等は、1箇月当たりのものである。

第13表 給料表別地域手当支給状況

区分 給料表	支給区分						非支給地	受給者 数合計	受給者 1人 当たり 平均 支給額	職 員 1人 当たり 平均 支給額
	1級地	2級地	3級地	4級地	5級地	6級地				
	東京都 特別区	大阪府 大阪市	愛知県 名古屋市	広島県 広島市		岡山県 岡山市				
全 給 料 表	人 20	人 11	人 1	人 10	人	人 1	人 38	人 81	円 67,139 62,221	円 432 400
行 政 職	19	10	1	8		1		39	58,548 54,386	604 561
公 安 職	1	1		2				4	39,879 38,446	109 105
海 事 職								0	0 0	0 0
研 究 職								0	0 0	0 0
医 療 職 (1)							38	38	78,826 72,766	78,826 72,766
医 療 職 (2)								0	0 0	0 0
医 療 職 (3)								0	0 0	0 0
高 等 学 校 等 教 育 職								0	0 0	0 0
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職								0	0 0	0 0

(注) 平均支給額の欄の上段は減額措置前、下段は減額措置後の額である。

第14表 任期付研究員の給料表別、号給別人員

該当なし

第15表 特定任期付職員の号給別人員

該当なし

第16表 民間との給与比較を行う職員の平均給与月額

項目	区分	
	平成 22 年	平成 21年
給 料	351,860 円	354,727 円
管 理 職 手 当	8,042	7,753
扶 養 手 当	12,964	13,173
地 域 手 当	612	604
住 居 手 当	2,255	2,350
特 地 勤 務 手 当	3,304	3,435
そ の 他	1,928	2,016
合 計	380,965 (356,542)	384,058 (359,556)

適 用 人 員	3,733 人	3,813 人
平 均 年 齢	44.6 歳	44.5 歳

- (注) 1 行政職給料表適用職員。ただし、各年度の新規学卒の採用者は含まれていない。
 2 合計の欄の()は減額措置後の額である。
 3 給料には、給料の調整額及び教職調整額並びに切替に伴う差額を含む。
 4 特地勤務手当の欄は、特地勤務手当(準ずる手当を含む。)及びへき地手当(準ずる手当を含む。)の合計額である。
 5 その他は、初任給調整手当等である。

第17表 給料表別休職者等の状況

区 分 給 料 表	休 職	育 児 休 業	平成21年4月1 日付け退職	合 計
	人	人	人	人
全 給 料 表	43	177		220
行 政 職	11	45		56
公 安 職	4	3		7
海 事 職				0
研 究 職	1	2		3
医 療 職				0
医 療 職		5		5
医 療 職		3		3
高 等 学 校 等 教 育 職	12	44		56
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職	15	75		90

第18表 再任用職員の給料表別、級別人員

その1 フルタイム勤務職員

給 料 表	級											計
	1	2	特2	3	4	5	6	7	8	9		
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
全 給 料 表	6	22		1	0	6	1					36
行 政 職				1								1
(中 小 学 校 事 務 職)				1								1
公 安 職						6	1					7
海 事 職												0
研 究 職												0
医 療 職												0
医 療 職												0
(中 小 学 校 栄 養 職)												0
医 療 職												0
高 等 学 校 等 教 育 職	6	18										24
中 学 校 及 び 小 学 校 教 育 職		4										4

その2 短時間勤務職員

該当なし

2 民間給与実態調査の概要

今回の報告の基礎となった「平成22年職種別民間給与実態調査」の概要は、次のとおりである。

(1) 調査の目的

この調査は、職員の給与等を比較検討するため、平成22年4月現在における民間給与等の実態を調査したものである。

(2) 調査の方法

本委員会及び人事院の職員等が分担して各事業所に赴き、面接によって調査した。

(3) 調査の範囲

ア 調査対象事業所

企業規模 50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所のうち、「漁業」、「鉱業、採石業、砂利採取業」、「建設業」、「製造業」、「電気・ガス・熱供給・水道業」、「情報通信業」、「運輸業、郵便業」、「卸売業、小売業」、「金融業、保険業」、「不動産業、物品賃貸業」、「教育、学習支援業」、「医療、福祉」及び「サービス業（学術・開発研究機関及び広告業、その他の生活関連サービス業及び政治・経済・文化団体）」に分類された237事業所

イ 調査対象職種

78職種（行政職相当職種...22職種、その他の職種...56職種）

(4) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出

(3)のアに記載した事業所を統計上の理論に従って、組織、規模、産業により10層に層化し、これらの層から126事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。

イ 従業員の抽出

調査職種に該当する従業員が多数にのぼる場合、初任給関係以外については、抽出した従業員について調査を行った。

なお、臨時の従業員及び役員はすべて除外した。

(5) 実地調査

ア 調査の完結した事業所は、抽出した126事業所のうち、規模が調査の対象外である事業所及び調査不能の事業所を除く121事業所である。

イ 調査実人員 4,670人

内訳 初任給関係 162人（うち行政職に相当する職種 126人）

上記以外 4,508人（うち行政職に相当する職種3,475人）

(6) 集計

総計及び平均の算出に際しては、すべて抽出率の逆数を乗ずることにより母集団に復元した。

第19表 産業別、企業規模別調査事業所数

産 業	企業規模			
	計	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満
計	事業所 121	事業所 30	事業所 55	事業所 36
漁 業	1	0	0	1
鉱 業、採石業、 砂利採取業、建設業	14	3	4	7
製 造 業	68	14	32	22
電気・ガス・熱供給・水道業、 情報通信業、運輸業、郵便業	16	7	5	4
卸 売 業、小 売 業	5	0	3	2
金 融 業、保 険 業、 不 動 産 業、物 品 賃 貸 業	3	1	2	0
教育、学習支援業、医療、福 祉、サービス業	14	5	9	0

(注) 「500人以上」とは、企業規模500人以上で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満で、かつ、事業所規模50人以上の事業所をいう。(以下、各表について同じ。)

第20表 民間との給与比較における対応関係

職員の 職務の級	民間の従業員		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模100人未満
9級	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	_____	_____
8級	事務課長・技術課長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長	支店長・工場長 事務部長・技術部長 事務部次長・技術部次長
7級			
6級	事務課長代理・技術課長代理	事務課長・技術課長	事務課長代理・技術課長代理
5級	事務係長・技術係長	事務課長代理・技術課長代理	事務課長代理・技術課長代理
4級			
3級	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長	事務係長・技術係長
2級	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任	事務主任・技術主任
1級	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員	事務係員・技術係員

(注) 1 この表は、行政職の職員の給与と民間の給与を比較する際の各役職段階における対応関係を示したものである。
2 係制を採っていない事業所において、課長代理以上に直属し、直属の部下を有する主任については、係長に含めている。

【参考】行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標 準 職 務
9級	本庁の部長の職務又はこれに相当する職務
8級	本庁の次長の職務又はこれに相当する職務
7級	困難な業務を所掌する本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
6級	本庁の課長の職務又はこれに相当する職務
5級	本庁のグループリーダーの職務又はこれに相当する職務
4級	企画員の職務又はこれに相当する職務
3級	主任の職務又はこれに相当する職務
2級	主任主事若しくは主任技師の職務又はこれらに相当する職務
1級	主事若しくは技師の職務又はこれらに相当する職務

第21表 企業規模別、職種別、学歴別給与額等の状況

各表における職種の定義は次のとおりである。

その1 給与比較の対象職種

- ・支店長... 構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
- ・工場長... 構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部長・技術部長... { 2課以上又は構成員20人以上の部の長
職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び部長級専門職
(取締役兼任者を除く。)
- ・事務部次長・技術部次長... { 前記部長に事故等のあるときの職務代行者
職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長及び部次長級専門職
- ・事務課長・技術課長... { 2係以上又は構成員10人以上の課の長
職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び課長級専門職
- ・事務課長代理・技術課長代理... { 前記課長に事故等のあるときの職務代行者
課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者
課長に直属し部下4人以上を有する者
職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理及び課長代理級専門職
- ・事務係長・技術係長... { 課長又は課長代理等に直属し直属の部下を有する者
職能資格等が上記係長と同等と認められる係長及び係長級専門職

その2 給与比較の対象外職種

- ・電話交換手... 見習、外国語の電話交換手を除く。
- ・研究所長... 構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
- ・研究部(課)長... 2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
- ・研究室(係)長... 構成員3人以上の室(係)の長
- ・主任研究員... 研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
- ・病院長... 部下に医師又は歯科医師5人以上
- ・副院長... 上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
- ・医科長... 部下に医師又は歯科医師1人以上
- ・薬局長... 部下に薬剤師2人以上
- ・総看護師長... 部下に看護師長5人以上
- ・看護師長... 部下に看護師又は准看護師5人以上

その1 給与比較の対象職種

1 規模計

区分 職種名	調査 実人員	平 年 均 齢	平成22年4月分平均支給額		
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 A	う ち 時 間 外 手 当 B	A - B
支店長	7	52.8	672,024	-	672,024
大学卒	3	49.6	756,407	-	756,407
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	3	56.5	641,849	-	641,849
中学校卒	-	-	-	-	-
工場長	14	50.6	510,814	-	510,814
大学卒	6	48.4	574,235	-	574,235
短大卒	1	*	*	*	*
高校卒	6	51.9	466,070	-	466,070
中学校卒	1	*	*	*	*
事務部長	67	53.0	504,164	2,070	502,094
大学卒	50	52.7	519,548	2,399	517,149
短大卒	3	43.9	447,724	-	447,724
高校卒	12	55.8	484,008	-	484,008
中学校卒	2	56.5	392,209	7,313	384,896
技術部長	73	51.8	509,010	3,143	505,867
大学卒	33	50.6	568,343	1,000	567,343
短大卒	7	51.5	513,303	-	513,303
高校卒	28	52.9	459,805	6,535	453,270
中学校卒	5	52.3	438,517	-	438,517
事務部次長	32	50.4	488,391	5,548	482,843
大学卒	27	50.8	502,240	6,642	495,598
短大卒	-	-	-	-	-
高校卒	5	48.5	418,170	-	418,170
中学校卒	-	-	-	-	-
技術部次長	19	53.2	450,376	7,806	442,570
大学卒	10	51.7	484,031	2,995	481,036
短大卒	2	56.2	446,613	53,455	393,158
高校卒	6	55.7	405,871	-	405,871
中学校卒	1	*	*	*	*

(注) 調査実人員が1人の場合は、個人情報保護の観点から、平均年齢及び平成22年4月分平均支給額の欄を「*」としている。(以下本表において同じ。)

職 種 名	区 分	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きま っ て 支 給 す る 給 与 A	う ち 時 間 外 手 当 B	A - B
事 務 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	人	歳	円	円	円	
	186	48.1	460,591	7,377	453,214	
	100	46.8	499,834	8,691	491,143	
	14	49.1	413,954	3,206	410,748	
	69	49.5	414,910	6,673	408,237	
	3	53.2	396,674	-	396,674	
	207	47.1	479,796	5,460	474,336	
	74	45.1	531,881	2,512	529,369	
	30	47.2	489,544	1,172	488,372	
	97	48.3	444,523	9,116	435,407	
6	50.6	396,449	1,856	394,593		
事 務 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 課 長 代 理 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	28	43.7	406,771	24,116	382,655	
	10	42.1	357,631	-	357,631	
	3	39.7	372,437	40,182	332,255	
	15	45.6	449,659	38,509	411,150	
	-	-	-	-	-	
	46	47.4	535,626	86,950	448,676	
	5	40.7	558,038	94,936	463,102	
	5	40.6	404,154	100,282	303,872	
	26	47.5	532,056	81,952	450,104	
	10	54.6	558,863	90,506	468,357	
事 務 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒 技 術 係 長 大 学 卒 短 大 卒 高 校 卒 中 学 卒	162	43.5	367,290	43,652	323,638	
	63	41.7	381,306	44,769	336,537	
	24	46.4	369,489	35,050	334,439	
	75	44.0	355,279	45,645	309,634	
	-	-	-	-	-	
	240	44.2	453,532	79,799	373,733	
	76	42.4	479,589	81,256	398,333	
	26	44.5	452,175	79,542	372,633	
	131	45.0	435,757	81,063	354,694	
	7	49.9	449,040	37,656	411,384	

区分 職種名		調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額			
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B	
		人	歳	円	円	円	
事	務主任	131	41.7	318,661	40,324	278,337	
	大学卒	44	38.5	318,138	38,603	279,535	
	短大卒	20	41.6	287,367	21,086	266,281	
	高校卒	59	42.9	321,627	43,707	277,920	
	中学卒	8	51.4	383,589	75,744	307,845	
技	術主任	259	39.7	380,902	65,917	314,985	
	大学卒	78	37.7	385,067	55,458	329,609	
	短大卒	36	37.7	372,726	60,521	312,205	
	高校卒	132	41.0	371,571	74,805	296,766	
	中学卒	13	49.5	474,443	74,177	400,266	
事	務係員	980	35.7	253,408	26,749	226,659	
	大学卒	287	31.9	273,891	31,777	242,114	
	短大卒	167	35.8	233,428	18,729	214,699	
	高校卒	514	37.9	246,684	26,529	220,155	
	中学卒	12	53.8	276,732	20,081	256,651	
	技	術係員	1,024	32.2	276,558	43,133	233,425
		大学卒	302	30.3	286,540	46,017	240,523
		短大卒	148	31.9	246,369	32,040	214,329
		高校卒	556	33.1	280,336	45,384	234,952
		中学卒	18	47.8	291,404	37,505	253,899

2 企業規模500人以上

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
支店長	人 5	歳 52.0	円 782,247	円 -	円 782,247
工場長	3	50.0	800,128	-	800,128
事務部長	19	52.6	664,936	-	664,936
技術部長	25	51.3	688,329	603	687,726
事務部次長	7	53.1	586,148	-	586,148
技術部次長	4	52.0	704,268	9,238	695,030
事務課長	84	48.5	555,092	8,401	546,691
技術課長	97	47.6	620,075	7,114	612,961
事務課長代理	4	52.0	726,776	95,826	630,950
技術課長代理	32	50.4	650,615	119,641	530,974
事務係長	79	43.8	439,884	65,459	374,425
技術係長	134	45.2	541,756	106,860	434,896
事務主任	40	42.4	407,486	68,872	338,614
技術主任	116	39.7	436,256	77,338	358,918
事務係員	412	34.2	285,451	36,002	249,449
技術係員	502	30.8	289,115	48,871	240,244

3 企業規模100人以上500人未満

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支給 する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
支店長	2人	54.5歳	464,880円	-円	464,880円
工場長	9	50.3	482,183	-	482,183
事務部長	39	52.7	462,434	3,189	459,245
技術部長	25	51.8	456,142	-	456,142
事務部次長	23	50.5	466,961	7,862	459,099
技術部次長	9	50.0	416,910	-	416,910
事務課長	90	47.3	405,727	6,432	399,295
技術課長	68	47.6	412,756	71	412,685
事務課長代理	23	43.1	365,861	14,808	351,053
技術課長代理	8	44.9	399,954	26,269	373,685
事務係長	68	41.7	315,162	31,976	283,186
技術係長	79	43.7	361,945	45,361	316,584
事務主任	79	41.7	298,825	33,667	265,158
技術主任	109	41.1	347,319	61,667	285,652
事務係員	446	36.9	234,342	21,820	212,522
技術係員	379	32.9	263,041	38,697	224,344

4 企業規模100人未満

職 種 名	区 分	調 査 実人員	平 均 年 齢	平成22年4月分平均支給額		
				きまって支給 する給与 A	うち時間外 手 当 B	A - B
支 店 長		人	歳	円	円	円
工 場 長		-	-	-	-	-
事 務 部 長		2	52.5	349,075	-	349,075
技 術 部 長		9	54.1	412,567	1,625	410,942
事 務 部 次 長		23	52.0	429,903	6,993	422,910
技 術 部 次 長		2	44.0	439,314	-	439,314
事 務 課 長		6	52.0	382,276	14,542	367,734
技 術 課 長		12	50.0	313,282	7,542	305,740
事 務 課 長 代 理		42	45.8	346,241	8,869	337,372
技 術 課 長 代 理		1	*	*	*	*
事 務 係 長		6	40.5	309,392	43,929	265,463
技 術 係 長		15	48.2	297,812	10,642	287,170
事 務 主 任		27	41.4	317,656	50,676	266,980
技 術 主 任		12	39.8	227,228	12,172	215,056
事 務 係 員		34	36.7	288,868	40,844	248,024
技 術 係 員		122	37.5	203,991	11,037	192,954
		143	37.9	242,616	23,924	218,692

その2 給与比較の対象外職種
規模計

区分 職種名	調査 実人員	平均 年齢	平成22年4月分平均支給額		
			きまって支 給する給与 A	うち時間外 手当 B	A - B
電話交換手	1	歳 *	円 *	円 *	円 *
自家用乗用自動車運転手	2	49.7	260,117	19,038	241,079
守衛	-	-	-	-	-
用務員	-	-	-	-	-
研究所長	1	*	*	*	*
研究部(課)長	1	*	*	*	*
研究室(係)長	9	45.7	595,579	-	595,579
主任研究員	-	-	-	-	-
研究員	12	40.7	425,092	33,329	391,763
研究補助員	14	28.5	306,201	37,086	269,115
病院長	4	60.1	1,188,346	3,905	1,184,441
副院長	7	55.9	1,274,188	145,409	1,128,779
医科長	28	49.3	1,150,115	198,554	951,561
医師	49	35.9	888,851	144,815	744,036
歯科医師	2	30.5	643,819	2,734	641,085
薬局長	6	55.9	491,113	69,375	421,738
薬剤師	30	32.2	300,579	34,653	265,926
診療放射線技師	47	36.6	360,376	48,392	311,984
臨床検査技師	71	42.1	378,520	59,508	319,012
栄養士	35	36.2	264,420	25,007	239,413
理学療法士	80	30.4	262,854	12,878	249,976
作業療法士	68	29.8	254,519	5,601	248,918
総看護師長	7	59.8	480,359	1,624	478,735
看護師長	133	48.6	410,402	30,469	379,933
看護師	273	35.3	331,959	50,757	281,202
准看護師	153	44.5	296,089	19,979	276,110

第22表 職種別、学歴別、企業規模別初任給の状況

職 種		学 歴	企業規模計	500人以上	500人未満
			円	円	円
事務・技術関係	新卒事務員	大学卒	189,490	* 199,450	* 181,211
		短大卒	* 154,440	x	* 150,700
		高校卒	143,871	* 153,266	* 141,649
	新卒技術者	大学卒	* 181,088	x	* 175,666
		短大卒	* 160,155	-	* 160,155
		高校卒	144,994	x	* 144,913
	新卒事務員・技術者 計	大学卒	188,004	* 200,278	179,820
		短大卒	* 158,226	x	* 157,686
		高校卒	144,637	* 151,955	144,001
その他	準新卒薬剤師	大学卒	* 200,224	* 186,667	x
	準新卒看護師	短大卒	* 194,585	* 196,189	* 192,274
	準新卒准看護師	高校卒	* 153,300	x	x

- (注) 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者のみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものである。
 2 「準新卒」とは、平成21年度中に資格免許を取得し、平成22年4月までの間に採用された場合をいう。
 3 「x」は、調査事業所が1事業所の場合である。
 4 「*」は、調査事業所が10事業所以下であることを示す。

第23表 民間における初任給の改定状況

(単位：%)

学歴	企業規模	項目		初任給の改定状況		
		採用あり	初任給の改定状況			採用なし
			増額	据置き	減額	
大学卒	計	36.4	-	(100.0)	-	63.6
	500人以上	77.0	-	(100.0)	-	23.0
	500人未満	22.0	-	(100.0)	-	78.0
高校卒	計	34.2	(9.7)	(86.5)	(3.8)	65.8
	500人以上	64.1	-	(100.0)	-	35.9
	500人未満	23.5	(19.0)	(73.5)	(7.5)	76.5

(注) ()内は、採用がある事業所を100とした割合である。

第24表 民間における昇給制度の状況

(単位：%)

役職段階	企業規模	項目	昇給制度あり			昇給制度無し	
			自動昇給	査定昇給	昇格昇給		
係員	計		89.4%	(46.6)	(84.5)	(44.4)	10.6%
	500人以上		75.5%	(52.8)	(90.5)	(44.9)	24.5%
	500人未満 100人以上		96.7%	(56.9)	(77.2)	(50.9)	3.3%
	100人未満		91.2%	(29.0)	(90.3)	(35.5)	8.8%
課長級	計		87.2%	(41.3)	(83.8)	(43.6)	12.8%
	500人以上		70.6%	(35.4)	(89.4)	(50.0)	29.4%
	500人未満 100人以上		96.7%	(52.5)	(76.7)	(48.4)	3.3%
	100人未満		88.2%	(30.0)	(90.0)	(33.3)	11.8%

(注) 1 () 内の数字は、昇給制度のある事業所を100とした割合である。

2 昇給制度の内容は、複数回答である。

第25表 民間における家族手当の支給状況

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	9,318 円
配偶者と子1人	13,549
配偶者と子2人	17,179

(注) 家族手当の支給について配偶者の収入に対する制限がある事業所を対象とした。

備考 職員の場合、扶養手当の現行支給月額、配偶者については13,000円、配偶者以外については、1人につき6,500円である。なお、満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子がいる場合は、当該子1人につき5,000円が加算される。

第26表 民間における住宅手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給	52.0 %
非支給	48.0
借家・借間居住者に対する住宅手当月額の最高支給額の中位階層	20,000円以上21,000円未満

備考 職員の場合、住居手当の最高支給限度額は、27,000円である。

第27表 民間における特別給の支給状況

項 目	区 分	事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
		平均所定内給与月額	下半期 (a)
	上半期 (b)	311,485 円	225,753 円
特別給の支給額	下半期 (A)	600,747 円	316,439 円
	上半期 (B)	513,387 円	295,452 円
特別給の支給割合	下半期 (A/a)	1.97 月分	1.42 月分
	上半期 (B/b)	1.65 月分	1.31 月分
年 間 計		3.61 月分	2.72 月分

(注) 1 下半期とは平成21年8月から平成22年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 支給割合については、小数点以下2位未満の端数は四捨五入したため、年間計と一致しない場合がある。

第28表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

項 目	部長級 (非役員)		課 長 級		係 員	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
企業規模						
	%	%	%	%	%	%
規 模 計	44.4	55.6	44.2	55.8	55.5	44.5
500人以上	30.4	69.6	33.2	66.8	59.0	41.0
100人以上 500人未満	56.6	43.4	55.2	44.8	60.6	39.4
100人未満	41.3	58.7	39.9	60.1	45.1	54.9

第29表 民間における時間外労働等の割増賃金等の状況

その1 時間外労働の月60時間の積算に係る法定休日の労働時間の取扱い

時間外労働の月60時間の算定の基礎に法定休日の労働時間を含めるか否か	適用従業員割合	(参考) 適用事業所割合
法定休日の労働時間を含める	71.4 %	62.4 %
法定休日の労働時間を含めない	28.6	37.6

その2 月45時間を超え60時間を超えない時間外労働に係る割増賃金率

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	0.0 %	0.0 %	0.0 %	0.0 %
30%	53.0	53.0	33.8	33.8
29%	0.0	53.0	0.0	33.8
28%	1.0	53.9	3.6	37.4
27%	0.0	53.9	0.0	37.4
26%	3.3	57.2	3.6	41.0
25%	42.8	100.0	59.0	100.0

(注) 適用従業員及び適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

3 生計費及び労働経済関係

標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、平成22年4月の標準生計費を次の方法により費目別、世帯人員別に算定した。

(1) 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査の大分類項目に対応する。

食料費	...	食料
住居関係費	...	住居、光熱・水道、家具・家事用品
被服・履物費	...	被服及び履物
雑費	...	保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽
雑費	...	その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

(2) 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

1人世帯については、全国の標準生計費に家計調査における費目別平均支出金額（1ヶ月の日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）の全国と松江市との数値比を乗じて算出した。

2人～5人世帯については、費目別平均支出金額に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数（次表のとおり）を乗じて算定した。

費目 \ 世帯人員	2人	3人	4人	5人
食料費	0.514	0.641	0.768	0.895
住居関係費	1.124	1.013	0.903	0.793
被服・履物費	0.389	0.506	0.623	0.740
雑費	0.390	0.491	0.592	0.693
雑費	0.468	0.477	0.485	0.494

(参考) 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成21年1月～12月の家計調査の調査世帯（全国・勤労者世帯）のうち、就業人員が1人で夫婦のみ又は夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

第30表 費目別、世帯人員別標準生計費

その1 全国

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	29,780円	36,940円	46,060円	55,180円	64,300円
住居関係費	35,240	61,120	55,120	49,110	43,100
被服・履物費	7,800	5,230	6,810	8,390	9,970
雑費	34,300	53,900	67,820	81,750	95,670
雑費	16,240	33,940	34,550	35,170	35,790
計	123,360	191,130	210,360	229,600	248,830

その2 松江市

費目	世帯人員				
	1人	2人	3人	4人	5人
食料費	28,250円	35,040円	43,690円	52,340円	60,990円
住居関係費	38,060	66,000	59,520	53,030	46,550
被服・履物費	8,880	5,960	7,760	9,550	11,350
雑費	27,770	43,640	54,900	66,180	77,450
雑費	16,420	34,310	34,930	35,560	36,180
計	119,380	184,950	200,800	216,660	232,520

第31表 労働経済指標

項目			年度・年月	平成 20年度	平成 21年度	平成21年 4月	5月	6月	7月	
雇 用	常用雇用指数 (調査産業計)		前年度比・ 前年同月比(%)	1.4	0.8	0.0	0.7	0.7	0.9	
	有効求人倍率 (季節調整値)	全 国	(倍)	0.77	0.45	0.48	0.46	0.45	0.43	
		島根県	(倍)	0.79	0.61	0.60	0.58	0.60	0.60	
	完全失業率 (季節調整値)		(%)	4.1	5.2	5.0	5.1	5.3	5.6	
賃 金 ・ 労 働 時 間	きまって支給する給与 (調査産業計)	全 国	(千円)	297.4	288.8	290.6	285.8	288.0	288.0	
			前年度比・ 前年同月比(%)	1.6	1.6	3.4	3.2	2.7	2.8	
		島根県	(千円)			247.1	243.2	248.7	248.8	
			前年度比・ 前年同月比(%)			3.7	3.5	2.6	3.3	
	うち所定内給与	全 国	(千円)	273.3	266.8	269.4	265.4	267.8	267.1	
			前年度比・ 前年同月比(%)	0.9	1.1	1.8	1.7	1.3	1.5	
		島根県	(千円)			231.6	228.2	232.1	231.3	
			前年度比・ 前年同月比(%)			1.9	2.3	1.6	2.8	
	うち所定外給与	全 国	(千円)	24.2	22.0	21.2	20.5	20.2	20.9	
			前年度比・ 前年同月比(%)	8.4	7.6	21.0	18.7	19.2	16.7	
		島根県	(千円)			15.5	15.0	16.6	17.5	
			前年度比・ 前年同月比(%)							
	総実労働時間数 (調査産業計)	全 国	(時間)	151.1	148.1	152.4	140.4	152.6	154.7	
			前年度比・ 前年同月比(%)							
島根県		(時間)			155.3	142.2	156.6	156.6		
		前年度比・ 前年同月比(%)								
うち所定外 労働時間数	全 国	(時間)	12.1	11.2	10.7	10.2	10.3	10.8		
		前年度比・ 前年同月比(%)								
	島根県	(時間)			8.0	7.9	8.3	8.7		
		前年度比・ 前年同月比(%)								
生 計 費	消費支出 (名目)	全 世 帯	全 国	(千円)	297.1	292.0	320.2	263.3	300.7	247.5
				前年比・ 前年同月比(%)	0.0	1.7	1.4	1.0	1.5	4.8
		松江市	(千円)	299.2	288.8	320.2	263.3	300.7	247.5	
			前年比・ 前年同月比(%)	1.1	3.5	6.0	13.7	8.8	19.4	
	勤労者世帯	全 国	(千円)	323.9	318.9	343.8	317.3	300.0	315.3	
			前年比・ 前年同月比(%)	0.3	1.6	0.2	0.9	2.6	4.6	
		松江市	(千円)	315.7	303.9	359.0	283.6	303.2	264.8	
			前年比・ 前年同月比(%)	0.4	3.7	3.5	8.8	4.2	13.5	
物 価	消費者物価指数 (総合)	全 国	前年度比・ 前年同月比(%)	1.1	1.7	0.1	1.1	1.8	2.2	
			前年度比・ 前年同月比(%)	1.4	1.5	0.0	1.3	1.8	2.0	
	国内企業物価指数		前年度比・ 前年同月比(%)	3.2	5.3	4.1	5.6	6.8	8.5	

- (注) 1 、、、の増減率は平成17年を100とした指数をもとに算出している。
 2 、、、は事業所規模30人以上の数値である。
 3 の平成20年度、21年度の欄は、それぞれ平成20暦年、21暦年の数値である。
 4 の全国の欄は農林漁家世帯を除く数値、松江市の欄は農林漁家世帯を含む数値である。

8月	9月	10月	11月	12月	平成22年 1月	2月	3月	4月	5月	資料出所
0.8	0.9	1.0	1.1	1.1	1.0	0.7	0.7	0.8	0.4	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
0.42	0.43	0.43	0.43	0.43	0.46	0.47	0.49	0.48	0.50	厚生労働省
0.59	0.60	0.60	0.62	0.62	0.65	0.67	0.65	0.65	0.63	
5.4	5.3	5.2	5.3	5.2	4.9	4.9	5.0	5.1	5.2	総務省 (労働力調査)
287.5	288.0	289.5	289.4	289.8	288.0	289.1	292.0	294.9	289.2	厚生労働省 (毎月勤労統計調査)
2.3	2.1	1.9	1.4	0.7	0.0	0.0	1.4	1.4	1.1	
246.3	249.8	249.6	254.6	250.6	255.6	256.2	254.4	257.7	252.6	
2.5	1.6	1.4	1.3	0.9	4.5	4.3	3.3	4.3	3.8	
266.4	266.6	267.0	266.3	266.5	265.0	265.8	268.1	270.3	265.8	
1.3	1.3	1.3	1.1	0.9	0.4	0.9	0.2	0.3	0.1	
227.6	231.0	232.0	235.0	230.3	233.7	234.2	231.5	234.7	231.7	
2.9	1.6	1.4	0.6	1.2	1.9	1.7	0.2	1.4	1.5	
21.1	21.3	22.5	23.0	23.4	23.0	23.3	24.0	24.6	23.4	
13.6	12.0	9.4	5.3	1.7	5.1	11.9	17.0	16.0	14.1	
18.7	18.8	17.7	19.6	20.3	21.9	22.1	22.9	23.0	20.9	
144.5	147.1	149.7	149.7	148.0	140.9	145.8	151.8	156.4	143.1	
148.9	153.0	153.8	154.9	153.9	144.2	149.2	154.1	158.8	144.4	
10.6	11.1	11.7	11.8	12.1	11.5	11.7	12.3	12.6	11.7	
9.1	9.2	9.3	10.1	10.6	11.0	11.4	11.6	11.3	10.1	
255.3	254.4	264.6	293.9	366.8	293.5	270.4	294.5	266.3	252.4	総務省 (家計調査)
0.4	1.5	1.0	0.1	0.6	0.1	1.8	3.3	1.8	1.7	
255.3	254.4	264.6	293.9	366.8	293.5	270.4	294.5	266.3	252.4	
18.7	6.2	5.8	3.8	3.3	2.5	1.9	15.2	16.8	4.2	
318.1	301.0	306.1	303.7	358.8	320.0	284.4	352.7	331.7	303.4	
1.1	1.4	2.2	2.0	1.2	0.6	3.9	2.4	3.5	4.4	
261.8	270.9	269.4	319.3	374.9	365.1	309.3	339.2	304.5	263.2	
28.8	5.2	19.5	7.0	11.7	13.4	9.4	1.1	15.2	7.2	
2.2	2.2	2.5	1.9	1.7	1.3	1.1	1.1	1.2	1.2	総務省
2.3	2.0	2.2	1.6	1.3	1.1	1.1	0.9	0.7	0.2	
8.5	8.0	6.8	5.0	3.9	2.2	1.6	1.3	0.2	0.4	日本銀行

4 人事管理関係

第32表 年次有給休暇・夏季休暇の取得状況

その1 年次有給休暇の取得状況

(単位：日)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	11.3	11.2	11.1	10.6
警察	6.3	6.5	6.7	6.2
高校等	11.5	11.0	10.6	10.9
小中学校等	12.4	11.4	10.0	10.3
全所属	11.1	10.7	10.1	10.0

(勤務条件等実態調査)

その2 夏季休暇の取得状況

(単位：日)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	3.6	3.6	3.6	3.6
警察	3.1	3.3	3.3	3.1
高校等	3.4	3.3	3.5	3.4
小中学校等	3.8	3.9	3.9	3.8
全所属	3.6	3.6	3.7	3.6

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 日数は、職員1人あたりの平均取得日数である。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：学校事務職員、学校栄養職員及び教育職員（以下「教職員」という。）の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

第33表 時間外勤務の状況

(単位：時間)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
知事部局等	127.2	119.1	111.2	145.3
警察	274.4	237.6	252.7	272.2
高校等	30.7	27.7	30.9	40.9
小中学校等	68.5	72.5	77.4	89.4
全所属	156.8	143.6	147.9	177.1

- (注) 1 時間数は、時間外勤務手当の対象となる職員1人あたりの平均である。
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属（地方公営企業法全部適用の所属を除く）に勤務する職員
 「高校等」：高校、特別支援学校に勤務する事務職員
 「小中学校等」：小学校、中学校及び共同調理場に勤務する学校栄養職員及び事務職員
 3 平成20年度より病院局の職員を集計から除いている。

第34表 育児休業・介護休暇の取得状況

その1 育児休業の新規取得状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
知事部局等	76(1)	32(0)	34(2)	48(2)
警察	8(0)	6(0)	8(0)	12(0)
高校等	65(1)	57(1)	45(2)	48(2)
小中学校等	92(0)	73(0)	88(0)	70(1)
全所属	241(2)	168(1)	175(4)	178(5)

その2 介護休暇の取得状況

(単位：人)

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度
知事部局等	15(2)	4(3)	0(0)	0(0)
警察	0(0)	3(2)	0(0)	0(0)
高校等	4(0)	3(0)	1(0)	2(0)
小中学校等	9(2)	9(2)	12(1)	9(1)
全所属	28(4)	19(7)	13(1)	11(1)

- (注) 1 ()内は男性職員取得者数で内数である。
 2 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く)
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 3 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年度より病院局の職員は計上していない。

第35表 私傷病休暇・私傷病休職の状況

その1 私傷病休暇取得者数

(単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	179	187	151	162
うち精神疾患	40	38	27	29
警察	38	53	48	57
うち精神疾患	5	10	19	17
高校等	237	270	222	228
うち精神疾患	24	25	18	13
小中学校等	374	312	288	353
うち精神疾患	52	39	35	36
全所属	828	822	709	800
うち精神疾患	121	112	99	95

(勤務条件等実態調査)

その2 私傷病休職者数

(単位：人)

	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年
知事部局等	15	26	16	15
うち精神疾患	10	17	9	9
警察	2	0	3	5
うち精神疾患	0	0	2	4
高校等	26	23	26	12
うち精神疾患	19	18	19	9
小中学校等	33	39	39	35
うち精神疾患	21	30	28	21
全所属	76	88	84	67
うち精神疾患	50	65	58	43

(勤務条件等実態調査)

- (注) 1 勤務条件等実態調査：毎年6,7月に、本委員会が各所属に対して実施している書面調査
 2 人数は、各年(1月1日から12月31日)における休暇取得者及び休職者の実人数であり、休暇及び休職の両方に該当した場合は何れの表にも計上している。
 3 「知事部局等」：「警察」、「高校等」、「小中学校等」以外の所属(地方公営企業法全部適用の所属を除く)
 「高校等」：高校、特別支援学校
 「小中学校等」：教職員の勤務する小学校、中学校及び共同調理場
 4 地方公営企業法の全部適用に伴い平成19年より病院局の職員を調査対象から除いている。

5 人事院の給与等に関する報告及び勧告の骨子等

給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引下げ ～ 平均年間給与は 9.4万円 (1.5%)

(月例級については、50歳台後半層を重点的に引下げ)

公務員給与が民間給与を上回るマイナス較差 (0.19%) を解消するため、月例給の引下げ改定

- 55歳を超える職員の俸給・俸給の特別調整額の支給額の一定率減額、俸給表の引下げ改定

期末・勤勉手当(ボーナス)の引下げ (0.2月分)

給与勧告の基本的考え方

- ・ 勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 国家公務員の給与は、市場原理による決定が困難であることから、勧告に当たっては、労使交渉等によって経済・雇用情勢等を反映して決定される民間の給与に準拠して定めることが最も合理的

民間給与との較差に基づく給与改定

1 民間給与との比較

約 11,100 民間事業所の約 45 万人の個人別給与を实地調査 (完了率 89.7%)

<月例給> 公務と民間の 4 月分給与を調査 (ペア中止、賃金カット等を実施した企業の状況も反映) し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢の同じ者同士を比較

民間給与との較差 757円 0.19% [行政職俸給表(一)...現行給与395,666円 平均年齢41.9歳]

俸給	637円	俸給の特別調整額	51円
はね返し分等(注)	69円		

(注) 地域手当など俸給の月額を算定基礎としている諸手当の額が減少することによる分

<ボーナス> 昨年 8 月から本年 7 月までの 1 年間の民間の支給実績 (支給割合) と公務の年間支給月数を比較

民間の支給割合 3.97月 (公務の支給月数 4.15月)

2 給与改定の内容と考え方

<月例給> 民間給与との較差 (マイナス) を解消するため、月例給を引下げ。50歳台後半層の職員の給与水準是正のための措置及び俸給表の改定を併せて実施

(1) 55歳を超える職員 (行政職俸給表(一) 5 級以下の職員及びこれに相当する級の職員を除く) について、俸給及び俸給の特別調整額の支給額を一定率で減額 (1.5%)

医療職(一) (人材確保のため)、指定職 (一官一給与のため) 等についてはこの措置は行わない

(2) さらに、中高年齢層について俸給表を引下げ改定

行政職俸給表 (一) (1) による解消分を除いた残りの公務と民間の給与差を解消するよう引下げ (平均改定率 0.1%)。その際、中高年齢層 (40歳台以上) が受ける俸給月額に限定して引下げ

指定職俸給表 行政職俸給表(一)の公務と民間の給与較差率と同程度の引下げ (0.2%)

その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を考慮した引下げ (ただし、医療職俸給表(一)等は除外)

給与構造改革の俸給水準引下げに伴う経過措置額についても、本年の俸給表の改定率等を踏まえて引下げ

専門スタッフ職俸給表の級の新設については新たな職の整備に向けた政府の取組をみて別途勧告委員、顧問、参与等の手当 指定職俸給表の改定状況等を踏まえ支給限度額を引下げ

(35,200円 35,100円)

<期末・勤勉手当(ボーナス)> 民間の支給割合に見合うよう引下げ 4.15月分 3.95月分

(一般の職員の場合の支給月数)

		6 月期	12 月期
22年度	期末手当	1.25 月 (支給済み)	1.35 月 (現行1.5月)
	勤勉手当	0.7 月 (支給済み)	0.65 月 (現行0.7月)
23年度以降	期末手当	1.225月	1.375月
	勤勉手当	0.675月	0.675月

[実施時期等] 公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

本年4月からこの改定の実施の日の前日までの期間に係る較差相当分を年間給与でみて解消するため、4月の給与に調整率（0.28%）（注）を乗じて得た額に4月から実施の日の属する月の前月までの月数を乗じて得た額と、6月に支給された特別給の額に調整率を乗じて得た額の合計額に相当する額を、12月期の期末手当の額で減額調整（引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員を対象）

（注）引下げ改定が行われる俸給月額又は経過措置額を受ける職員によって行政職俸給表（一）適用職員全体の民間給与との較差の総額を負担することとして求められる率

超過勤務手当 民間企業の実態を踏まえ、月60時間の超過勤務時間の積算の基礎に日曜日又はこれに相当する日の勤務の時間を含めることとし、平成23年度から実施

給与構造改革

- ・ 給与構造改革として当初予定していた施策の導入・実施が本年度で終了。地域間給与配分の見直し、勤務実績の給与への反映等について、今後も必要な見直し
- ・ 平成23年4月にかけて経過措置が解消されることに伴って生ずる制度改正原資を用いて、同年4月に若年・中堅層（43歳未満の職員）にこれまで抑制してきた昇給を1号奉回復
- ・ 地域別の民間給与との較差と全国の較差との率の差は約2.0ポイントで、昨年よりも0.6ポイント程度、改革前の約4.8ポイントと比べると2.8ポイント程度減少。地域間給与配分の見直しについては、今後の経過措置額の状況や地域手当の異動保証の支給状況、各地域の民間賃金の動向等を踏まえつつ、複数年の傾向をみていく必要を念頭に、最終的な検証
- ・ 定年延長の検討の中で、50歳台の給与の在り方について必要な見直しを検討

高齢期の雇用問題 ～65歳定年制の実現に向けて～

1 公務員における高齢期雇用の基本的な方向

本格的な高齢社会を迎える中、国家公務員制度改革基本法の趣旨を踏まえ、公的年金の支給開始年齢の引上げに合わせて、平成25年度から、定年を段階的に65歳まで延長することが適当

- ・ 民間企業には、法律上65歳までの雇用確保措置を義務付け。60歳定年到達者の多くが継続雇用され、非管理職層を中心に定年前と同様の職務に従事している実態
- ・ 60歳台前半の職員についても職務給を基本とするが、定年延長を行う上では、職員の職務と責任を考慮しつつ、民間企業の雇用・所得の実情を踏まえ、60歳前と同じ仕事を行っている場合もその給与水準を相当程度引下げて制度設計。あわせて、役職定年等の人材活用方策に取り組むとともに、短時間勤務当多様な働き方の選択を可能に
- ・ 総定員を増加させずポスト構成を維持すれば65歳定年制でも給与等の増加は抑制
- ・ 段階的な定年延長を行う中で、採用から退職に至る公務員人事管理全体の見直しが不可欠。また、早期退職を支援する措置、定員上の経過的な取扱い等について、政府全体として検討する必要

2 定年延長に向けた制度見直しの骨格

(1) 定年延長と60歳台の多様な働き方

- ・ 平成25年度から3年に1歳ずつ段階的に定年を引上げ
- ・ 高齢期の働き方に関する職員の意向を聴取する仕組みを導入
- ・ 一定範囲の管理職を対象とした役職定年制の導入
- ・ 定年前の短時間勤務制や人事交流の機会の拡充

(2) 定年延長に伴う給与制度の見直し

60歳台前半の民間給与が、継続雇用制度を中心とした雇用形態の下で60歳前に比べて3割程度低くなっている実情等を踏まえ、職務と責任に応じた給与を基本としつつ、60歳台前半の給与水準を相当程度引下げ。50歳台の給与の在り方についても必要な見直しを検討

(3) その他関連する措置

加齢に伴い就労が厳しくなる職種の取扱い、特例的な定年の取扱い等を検討

以上の骨格に基づき、関係各方面と幅広く意見交換を重ねながら更に検討を進め、本年中を目途に成案を得て具体的な立法措置のための意見の申出

公務員人事管理に関する報告の骨子

公務員の労働基本権問題の議論に向けて

労働基本権制約の見直しは、その目的を明確にし、便益・費用等を含め全体像を提示し、広く議論を尽くして、国民の理解の下に成案を固め、実施することが必要

- 1 公務における労働基本権問題の基本的枠組みと特徴
公務における労働基本権問題の検討は、公務特有の基本的枠組み（内閣と国家公務員は双方が国民に対し行政執行の責務を負うとともに、労使関係に立つという二つの側面を有する）と特徴（市場の抑制力が欠如している等民間と大きく相違）を十分踏まえて行う必要
- 2 自立的労使関係制度の在り方～基本権制約の程度等に応じたパターン
パターン1 協約締結権及び争議権を付与。予算等の制約は存在
パターン2 協約締結権を付与し争議権は認めない。この場合は代償措置（仲裁制度）が必要
パターン3 協約締結権及び争議権は認めずその代償措置として第三者機関の勧告制度を設けるとともに、勤務条件決定の各過程における職員団体の参加の仕組みを新たに制度化
パターン4 職位、職務内容、職種等に応じてパターン1～3を適用
- 3 自立的労使関係制度の在り方を議論する際の論点
 - ・ 国会の関与（法律・予算）と当事者能力の確保
 - ・ 労使交渉事項と協約事項の範囲
 - ・ 交渉当局の体制整備
 - ・ 付与する職員の範囲
 - ・ 給与水準の決定原則や考慮要素
 - ・ 職員団体の代表性の確保
- 4 検討の進め方
基本的な議論を深めて見直しの基本的方向を定め、制度設計に向けて各論点を十分に詰めた上で、便宜・費用を含む全体像を国民に示し理解を得て、広く議論を尽くして結論を得る必要

基本法に定める課題についての取組

- 1 採用試験の基本的な見直し
 - ・ 優秀かつ多様な人材を確保するため、積極的な人材確保活動と併せ、専門職大学院の設置状況等を踏まえた採用試験の基本的な見直しが喫緊の課題
 - ・ 意見公募手続き（本年6月）を経て、新たな試験制度の全体像を提示
 - 現行の種・種・種試験を廃止し、試験体系を再編
 - 〔 *総合職試験：院卒者試験、大卒程度試験 *専門職試験
*一般職試験：大卒程度試験、高卒者試験等 *経験者採用試験 〕
 - ・ 今後、各方面と調整を行いつつ、平成24年度の新試験実施に向け、周知徹底、所要の準備
- 2 時代の要請に応じた公務員の育成
 - ・ 各役職段階で必要な研修の体系化と研修内容の充実
 - ・ 若手職員を養成する新たな研修の実施や長期在外研修員制度において博士号を取得させるための方策を検討
- 3 官民人事交流等の推進
 - ・ 退職管理方針を踏まえ、公務の公正を確保しつつ、審議官級の交流基準改正を近日中に予定
 - ・ 公益法人等への職員派遣は、意義や妥当性の整理、法人選定等の内閣での対応を踏まえ検討
- 4 女性国家公務員の採用・登用の拡大に関する指針の見直し等
各方面の意見聴取等を行いつつ、本年末までに指針を見直すなど、実効性のある取組を強化

その他の課題についての取組

- 1 非常勤職員制度の改善
日々雇用の非常勤職員の任用・勤務形態の見直し
日々雇用の仕組みを廃止し、会計年度内の期間、臨時的に置かれる官職に就けるために任用される期間業務職員制度を設け、本年10月から実施
非常勤職員の育児休業等
育児休業等を行うことができるよう育児休業法改正の意見の申出を行うほか、介護休暇制度の導入についても措置
- 2 超過勤務の縮減
府省ごとに在庁状況の把握及び必要な指導などの具体的な取組を政府全体として推進。各大臣のリーダーシップの下、政務三役等が自ら率先して超過勤務縮減に取り組むことが重要
- 3 適切な健康管理及び円滑な職場復帰の促進
 - ・ 心の健康の問題による長期病床者について職場復帰前に試験的に出勤する仕組みを提示
 - ・ 1回の病気休暇の上限期間の設定など病気休暇制度の見直し

国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見の申出の骨子

常時勤務することを要しない職員（非常勤職員）について、仕事と育児の両立を図るため、育児休業法を改正

1 非常勤職員の育児休業

(1) 非常勤職員について、子が1歳に達する日（配偶者がその日以前に育児休業をしている場合には、1歳2か月に達する日）まで、育児休業をすることができるようにすること

(参考) 育児休業をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

引き続き任用された期間が1年に満たない職員

子が1歳に達する日を超えて引き続き任用されることが見込まれない職員

子が1歳に達する日から1年を経過する日までの間に、その任期が満了し、かつ、任期が更新されないこと又は再び採用されないことが明らかな職員

1週間の勤務日数が2日以下である職員

等を予定。

(2) 非常勤職員について、継続的な勤務のために特に必要な場合には、子が1歳6か月に達する日まで、育児休業をすることができるようにすること

(参考) 継続的な勤務のために特に必要な場合としては、

保育所入所を希望しているが、入所できない場合

配偶者が死亡した場合

配偶者が負傷、疾病等により子を養育することが困難な状態になった場合
等を予定。

2 非常勤職員の育児時間

非常勤職員について、3歳に達するまでの子を養育するため、1日につき2時間を越えない範囲内で勤務しないことができること

(参考) 育児時間をすることができない非常勤職員としては、請求時に、

引き続き任用された期間が1年に満たない職員

1週間の勤務日数が2日以下である職員

等を予定。

3 実施時期

平成23年4月1日から実施

(参考) このほか、要介護者を介護するため、1回の要介護状態につき連続する93日の期間内で休暇を取得することができる介護のための休暇の制度の導入についても措置する予定（人事院規則事項）。